

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874

86

◎ 事前協定

／ (問) 「日本国への配置」という言葉の意味は、いかん。

(答) 日本国内に配備する目的で軍隊を入れることである。したがって、撤退、移動等日本から出て行くことには含まれない。しかし、戦闘作戦行動を執るために出て行く場合は、別の主題として事前協定の対象になることはいうまでもない。

2

(問)

第七艦隊は、日本国内に配置された軍隊に入るか。

(答)

第七艦隊は、日本国内の施設・区域をその一つの基地として使用しているが、それだけの事実から第七艦隊はすべて日本国内に配置されたものと見ることには、できない。他面、第七艦隊に属する船舶、航空機であっても、相当期間にわたって日本国内の施設・区域に駐留しているような場合は、日本国内に配置されたものと認めるべきである。要は、米軍の編成上どうなっているかというだけではなく、日本国内の施設・区域の使用の状況、という実態によつて判断すべきことである。

○在日米軍の意味

三四回 昭三五、四、二七
衆・日米安保条約等特別委
二四号 四頁

○岡田委員、、、、

○高橋(通)政府委員、、、、この条約全体を通じまして、在日

米軍がどういうものであるかという概念規定はないのでござ
います。、、、この条約におきまして、条約第六条の実施
に關する交換公文、すなわち、事前協議に關する交換公文で、
日本国に配置された軍隊、これが在日米軍という一つの觀念
でございます。それからもう一つ、第六条の本文にございま
す日本の施設、区域を使用する、すなわち、日本の領海、領
域の中に入つてこれを使用する軍隊、こういう意味合いの在
日米軍もあるわけでございます。

○岡田委員、、、、横須賀という基地を使つている第七艦隊とい

うのは、在日米軍ということになりませう、、、
○高橋(通)政府委員、、、、一時寄港という意味において一
時寄港し、使用しているという米国軍隊が日本にある、これ
は否定できないことでございます。しかし、本來的に考えま
すれば、第六条の「合衆国軍隊の日本国への配置」、この配
置された軍隊というのが在日米軍である。そうすると、以外
に何もないのかと言へば、そういう以外に、使用するとい
うことは第六条に認められておりますから、そういう可能性も
ある、こういうことでございます。

○第七艦隊は在日米軍か

三四回 昭三五、四、二七
衆・日米安保条約等特別委
二四号 五頁

○岡田委員 先ほど高橋条約局長は、はつきり、日本に寄港する限りは在日米軍であると答えている、

○赤城国務大臣、
在日米軍の指揮下にあるものを、私どもは在日米軍と、こう言っておるのであります。第七艦隊は、日本に駐留しておるアメリカ軍の指揮下ではありませんから、在日米軍には入りません。しかしながら、基地を使用する、横須賀港を使用することがありますから、ここに入港したような場合には、この基地を使用することにおきまして第六条の適用を受けます、そういうことで御了承願いたいと思います。

3

(問)

「装備における重要な変更」とは何か。

(答)

核兵器の日本国内への持込みのことを意味することが、日米間で了解されている。この場合核兵器というのは、もちろん核弾頭を発射するためのミサイルおよびそのミサイル基地の建設というようなことも含まれる。

○ 装備における重要な変更

(三四回 昭三五二一九)
衆 予 一二号一頁)

○ 足鹿委員、軍隊の装備ということに対して具体的に例示してもらいたい、

○ 赤城国務大臣、一つは核弾頭であります。もう一つは中長距離のミサイルの持ち込み、これはどういうふうに期間が短くてもそれを含む、それからもう一つは、今の中長距離ミサイル基地の建設、こういうものがアメリカ軍隊の装備における重要な変更該当する、

○ 足鹿委員、たとえば長距離爆撃機 B 47 が大陸間爆撃機 B 52 にかえられる場合、これは重要な変更の中に入るものかどうか、

○ 藤山国務大臣、今回の交換公文におきます装備は、核兵器の

問題を主題といたしておるのであります。核弾頭あるいは核兵器を用いる、運び得る運搬用具と申しますか、中長距離のミサイルあるいは核兵器の基地を作るといふよりも、重要な装備だといふふうに話し合いをいたして決定いたしておるのでございます。

○ 赤城国務大臣、今の御例示の爆撃機が非常に優秀になつたものが該当するかということですが、これは該当に入つておりません。核装備をして持ち込むということになればこれは該当するので、核弾頭ということに含まれます。それから有人機が無人機にかわつた場合も装備の重要な変更か、こういうことではありますが、これも核弾頭をつけるかつけなにかによつての判断であつて、有人機が無人機にかわつたからといって、それだけで装備の重要な変更というものには該当はいたしません。

4 (問)

「戦闘作戦行動」の意味いかん。

(答)

「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘を目的とした作戦行動をいう。そのために基地としての施設・区域の使用として代表的なものをあげれば、施設・区域を(1)戦闘任務を与えられた航空部隊、(2)空挺作戦部隊、(3)上陸作戦部隊等の発進基地として使用することである。

戦闘作戦行動と対立する概念としては、戦闘作戦行動に対する兵たん支援のため。の作戦行動がある。施設・区域を作戦基地として使用するというのに対して、補給基地として使用するとうい場合がこれに当る。

戦闘作戦行動と補給作戦行動とは、概念としては、右のように区別されるが、ある作戦行動が右のいずれに属するかは、上述のような典型的なものの場合には別として、個別

の具体的なケースによつて判断するほかない。

米國が日本から戦闘作戦行動を執りながら、そういう行動を執つていないと主張して事前協議にかけないというよりなことは、考えられない。元来、安全保障条約のようなものは、日米間に相互信頼関係がなければ円滑に運用できるものではないが、日米両政府間においては、この点なら懸念はないと考へている。(この問題について万一日米の考へ方に食い違いがあるような場合には、条約第四条に基づいて日本側から協議を求めて調整をはかることができる。)

○ 戦斗作戦行動と密接不可分の補給行動

(三四回 昭三五三五)
参予 八号一頁)

○ 曾禰益君 . . . 直接作戦行動と密接不可分の関係にある補給行動は、協議の対象となる。こういうふうに言われておる。 . . . この作戦行動と直接密接の関係のある補給行動といふことはどういふものか。 . . .

○ 国務大臣 (赤城宗徳君) 戦斗作戦行動に直接性を持つていふことは、不可分性といふことは、具体的な事態によつて判断するよりほかはないと思ひます。 . . . 例をあげるといふことでありますならば、たとえば空挺部隊に対しまして直接に戦場に武器弾薬を投下するような行動、これは空挺降下部隊があつて、そこへ弾薬あるいは食糧等を不可分に補給していくと、こういう一體的なものは、これは戦斗作戦行動に含まれる。 . . .

○ 国務大臣 (赤城宗徳君) 前線へ日本から出動すると、そこで戦争が始まつてゐる、そこへまた弾薬、食糧等を運ぶ、こういう場合には、これは直接不可分の戦斗作戦行動の中に含まれるものとして協議の主題になる。 . . .

5 (問) 「事前協議」には「拒否権」が含まれるか。したがって「同意」とあるのと同じ意味になるか。

(答) 米側の一定の行動については日本政府と事前に協議すべきこととした趣旨は、米側が行動を執る前に日本側の意向をあらかじめ確かめるようにするにあることは、いりまでもない。その事前の協議において、日本政府が米側の執るりとする行動に対して同意を与えなければ、協議は整わないわけであるし、米側としては、そういう場合日本政府の意思に反した行動は執らないと確約している。したがって、法律論として、「事前協議」ということは、そのものに「拒否権」とか同意」とかの意味が含まれるかときかされると、否と答えざるをえないが、事前協議事項については米側が日本政府の意に反した行動を執ることがないという実質の点においては、疑問の余地はない。

○何故事前の同意としなかつたか

(三四回昭三五二八) 衆予 四号九頁

○横路委員、、、なぜ明確に事前の同意を要するとしなかつたのか。それともそういうことは国際上の言葉としてはないので

○岸国務大臣、、、国際的の用語として同意ということを使つておる場合もございませうし、そうでない場合もあるように承知いたしております。問題は、この協議の道程にそのことをなす前に協議をして、そうして両方の意見が一致して初めてそういう行動が起されるという意味に一体事前協議ということが解釈されない問題であるならば、今お話のように、その点は不十分であるという問題が起つたであらうと思ひます。しかしながら交渉の全過程を通じて、事前協議の主題とするという意

味は、両方がそのことを行う前に協議をして、意見が一致した
場合においてそういう行動をとるのだという解釈のもとに、こ
の事前協議という意味をとるということに両方の間において意
見が一致して参つたのでございますから、そういう言葉を使つ
て目的はそれによつて達せられるわけでありませう。、、、

○ 戦斗作戦行動に関する事前協議においてイエスという場
合、国会の承認を求めらるか

三四回昭三五四一四
衆、日米安保条約等特別委
一八号一七頁

○ 飛香田委員、この事前協議の問題を、事前にか、事後に
か、国会におかけになる意思がありますかどうか。

○ 岸国務大臣、事前協議の事項を、事前に国会に承認を求めな
ければならぬとは考えておりません。事後におきまして報告す
るか、あるいはその他質問に対して答えるとかいうような方法
によりまして、差しつかえない範囲内におきまして国会に明ら
かにするということとは考えて行くべきであると思ひます。

○ 飛香田委員、この事前協議には関与できない、こ
うお考えになるわけですか。

○ 岸国務大臣、これは政府の責任においてなすべきことだと思ひ

ます。

○岸田務大臣、、、あくまでも主権者たる国民が、選挙権の行使によつて、少なくとも、四年に一度は選挙して、そして国民の意思を体して、その代表者として選ばれたところの議員が、、、その国会において選任されるところの内閣の首班、それが作つておるところの内閣が、全政治責任を負うというこの制度、、、から考えて見て、時の政府が、全政治責任をかけて決定すべきものである。かように申しておる次第でございます。

○米軍の海外出勤のための日本基地使用は、必らず日本の安全に寄与することを条件とするか

三四回昭三五、三一六
八号 二五頁
(衆・日米安保条約等特別委)

○竹谷委員、、、この条約第六条は、日本の平和、安全に關係のないものは禁止されているんだ、關係のない海外出勤はこの条約上拒否するまでもなくいけないんだ、そういうふうなものであるかどうか、、、

○岸田務大臣、米軍がどういふふうに出動していくかということについては、条約上の直接の制限を設けた条文は、私はないと思います。そこで、いやしくも米軍が日本から日本の領域外に出動する、作戦行動をやるという場合におきましては、すべて事前協議の対象として、今、、、言われる、日本の平和と安全に直接にもしくは密接な關係があるかどうかということは、日本自身が判断してこれを制約する、その事前協議の対象とするという考え方でございます。

○「事前協議」の国内法上の用例

三四回昭三五・五・四
衆・日米安保条約等特別委
二八号 一九頁

○飛田

委員、事前協議という観念は、国際法独特の観念でしようか、それとも国際法、国内法を通じた、いわゆる協議という言葉と解釈をしてよろしいでしょうか。

○林

(修) 政府委員、協議という言葉は、切り離して言えは、協議はまさに協議でありまして、相談することだと思いません。しかし、いわゆる事前協議の主題とするという意味において、つまり、ここであることをするについて事前に協議する、あらかじめ協議をしなければできない、そういう趣旨が表われておる。あらかじめ協議をして、そこで意思が合致した上でやる、これがいわゆる事前協議の主題とするという言葉の意味だと私は思います。

国内法にとつてみれば、何々大臣は、何々をする場合には、あらかじめ何々大臣に協議しなければならぬというのは、まさに事前に協議して、協議成立した上でやるという前提でみえてきております。

○林

(修) 政府委員、国内法においても、協議あらかじめ協議しなければならないというような言葉を使っております場合には、単に相談だけでいいとは、普通考ええておりません。たとえば、国有財産法等で、主務大臣が、たとえばこれこれの場合には、大蔵大臣に協議しなければならぬというものは、単に相談をしなければならぬだという趣旨には、われわれは解釈しておりません。当然に両方が協議、成立した上でやるという前提で作っております。法令によりまして、協議と同意を使い分けておる法令もございます。その場合には、協議と同意のニュアンスの違いは、

多少あるかもしれませんが。しかしあらかじめ協議する、事前協議の主題とするということは、実は解釈ははっきりしたものと云えると思っております。

○米軍の出動と事前協議

(三四回 昭三五二五
衆予 二号一六頁)

- 河野(密)委員、、、、国連軍の一部として出動する場合にも、これは事前協議の対象になる、、、、
- 岸国務大臣、もちろん事前協議の対象となります。
- 河野(密)委員、米華、米比、米韓相互防衛条約等に基づいて米軍が出動する場合においてはどうでしょう。
- 岸国務大臣、そういう場合も事前協議の対象となります。
- 河野(密)委員、集団的及び個別的の自衛権の発動によるという場合はどうでしょう。
- 岸国務大臣、日本から外へ出ていく場合においてはすべて、理由のいかんにかかわらず事前協議の対象になるわけでありませぬ。

6

(問)

在日米軍が極東の地域に出動する場合において、この出動が米韓相互防衛条約、米華相互防衛条約、米比相互防衛条約のいずれかに基づくものである場合においても、事前協議の対象となると言うが、新条約締結の結果、かつてダレスが提唱したNEATOが事実上形成されたことになるのではないか。

(答)

前記条約の当事国に対して武力攻撃が発生し、米国のその国との相互防衛援助条約に基づいて軍事行動を執るに当たり、日本から戦斗作戦行動を執るうとする場合、日本は、前記の諸条約の有無にかかわらず自主的な立場からイエス、ノーをいうことになる。また、その場合、日本自身が軍事行動を執るということは、もとよりない。このような新条約の下における関係は、いわゆるNEATOというよりなものができた場合とは、全く異なる。

○NEATOが形成されたのではないか

(三四回 昭三五二八)
衆予 四号 一四頁

○横路委員

○藤山国務大臣 今回の条約と米韓、米比なり米台なりの条約とは全然関係がございません。従つて日本の基地から出ますときには事前協議の対象になるわけであります。いわゆるNEATO構想には何の関係もございません。

7. (問)

作戦行動の基地としての使用の協議を交換公文に譲り条約本文に記載しなかつたのは、この協議の重要性を低く評価している証左であり、日本側はこれを国会の承認の対象としていても米国は国会承認の対象とはされていない。なによりも本文に記載しなかつたのか。

(答) 交換公文にしたのは、その重要性を決して低く評価したからではない。条約本文は一般的協議事項でありそのうちから三つの具体的事項を特に交換公文に取りあげ、その安ん全性を浮きぼりにしてこれを事前の協議の対象にすることを特に明らかにしたものである。条約にしる交換公文にしてその法的効果は全く同様であつてなんらの相違があるものではない。米国がこれをその国会の承認の対象としないうのはその国内法上の理由によるものであつて国際法的効果

にはなんらの影響もない。また米国は法的には国会の承認の対象にはしないかもしれないが、国会に提示され審議されることは条約と同様である。

8. (問)

協議を受けた場合、いかなる場合に作戦行動の基地としての使用に同意を与えるのか。

(答)

それが国連の平和と安全の維持のための活動の一環として行なわれる場合であるかどうか又は、もしその問題が国連に提起される場合に、米国の行動が是認されるであろうという見地に立つて事態を判断するものである。具体的に左の場合は同意を与えることが考慮される。

- (イ) 米国が安保理事会のなす強制措置に参加してなす場合は朝鮮における行動であればそれが国連軍としての行動である限り与えられる。
- (ロ) 米国が国連総会の勧告に従って行動する場合(たとえば日本及び安全に重大な関係がある場合たとえば沖縄に対して攻撃がなされた場合)

(二) 極東の平和及び安全に寄与する場合であつてもそれが日本の安全に関係が全然ないかあるいはあまり関係がないというような場合は与えない。

解が記録されたわけである。
 このように確認され、記録された日米間の了解が大統領の更迭というようなことによつて影響を受くべきものではないことは、いうまでもない。

9 (問) コミュニケの法的効力いかん。

(答) 通般の日米共同コミュニケは、条約と同様の法律上の拘束力をもつものではない。このようなコミュニケは、一般論としては、これを作成した当事者の政治責任の問題として考えるべきである。そして、その責任の程度は、コミュニケ全体としてよりは、そこにいわれている個々の事柄について、その内容、表現の仕方等から個々に判断すべきであると考ええる。

しかしながら、本件共同コミュニケ中、事前協議の問題に関する米国大統領の言明は、すでに交渉の過程において両政府当局間に十分了解されていた点を確認する意味において行なわれたものである。すなわち、条約署名の際に作成されたコミュニケにその条約締結の基礎となつてゐる了

昭和三十年五月九日

○ 今澄委員、〃、〃、四月十九日に発表された日米共同声明の中に「昭和三十一年及びそれに引き続く年間において、自己の資力のより大きな部分を防衛目的のために振向けることか、日本政府の意向であり、政策である」と明記してございます。〃、〃、この日本政府という言葉は鳩山内閣だけをさすのか、鳩山内閣が何かのことかやめたら、後の内閣は全然関係がないのか。

○ 鳩山國務大臣、〃、〃、鳩山内閣は本声明に政治責任を負います。他の内閣は政治的責任を尊重するかいなかは当該内閣が自主的に決定をするのであります。ただし鳩山内閣としては、本声明が将来も尊重されることはもとより希望するところであり

ます。次に、本声明は条約ではないのですから、いずれの内閣も法

律的の責任のないことは、たびたび申したとおりであります。次に、声明中の日本政府とあるのは、右の意味のもとに解釈していただきたいと思ひます。

○共同コミュニケの法的性格

(三四回昭三五三五)
参予 八号 九頁)

○曾福益君、
のは、これはどういふ国際法上の性格を持つか。
○ 国務大臣(岸信介君)共同声明でこの解釈をきめたというようには私ども実は考えておらない。
の間の交渉の過程において解釈として認められたところのことを再確認をしたという意味において共同声明が出されておるわけでありませう。

○吉田・アチソン交換公文

1 (問)

吉田・アチソン交換公文は、この新しい交換公文をやらなければ、失効するはずのものであつたのではないか。

(答)

形式的にいえば、吉田・アチソン交換公文は、安保条約の一部をなしているので、安保条約と運命をともにすべきものであるが、その実質的内容は、朝鮮に対する国連の措置が継続されている限り、日本としては存続させなければならぬ立場にある。すなわち日米間の条約関係が切り換えられたからといつて、それだけの理由で吉田・アチソン交換公文を失効せしめてもよろしいということにはならない。

2 (問) この吉田・アチソン交換公文には、アメリカのアチソン
ン國務長官が署名しているが、これは国連の統一司令部の代
表としての資格においてしたものか。

(答) しかり。

3 (問) 吉田・アチソン交換公文は、朝鮮動乱に対してだけ適
用があるものであるか。それとも将来極東の他の地域で国
連が行動を執る場合には、日本としては、当然、朝鮮動乱
の場合におけると同様の援助を与えなければならない義務
を負っているのであるか。

(答) 朝鮮動乱についてのみ適用があるものである。新しい
交換公文の第一項で、吉田・アチソン交換公文は国連軍協
定が有効な間だけ有効であるものとされているが、国連軍
協定は朝鮮動乱についてだけのものであるから、この点か
らしても朝鮮動乱関係だけであることは明らかである。